

新規就農者支援制度一覧

種類	名称	対象者(主な要件)	概要	補助金額等	交付元
交付金	新規就農者育成総合対策※1	独立自営就農時、原則50歳未満の認定新規就農者※2	【経営開始資金】 独立自営就農後最長3年間、資金を交付	【経営開始資金】 150万円/年 ※前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象。	国
			【経営発展支援事業】 機械・施設の整備の支援	【経営発展支援事業】 事業費上限額500万円 ※経営開始資金非活用者は事業費上限1000万円 ※負担割合 国:1/2、県1/4、本人1/4	国・県
	就農応援交付金※1	独立自営就農後3年目までの認定新規就農者※2	最長3年間交付金を交付	1年目 10万円/月 2年目 6万5千円/月 3年目 4万円/月 (前年の総所得が350万円以上となった場合は交付停止)	県・市
	親元就農促進支援交付金	親(3親等以内の親族を含む)の元で研修する55歳未満の後継者を指導する認定農業者※2	親(3親等以内の親族を含む)の経営に従事しながら、親元で研修を受け、5年後に農業経営主になる場合に最長2年間交付。	10万円/月	県・市
補助金	就農条件整備事業	就農から5年以内の認定新規就農者※2	最長5年間、機械・施設整備費を助成	一人当たりの事業費上限額1,600万円 (国の経営発展支援事業と併せた上限額) ※負担割合 県1/3、市1/6、本人1/2	県・市
	就農住宅整備事業	就農から5年以内の認定新規就農者※2	家賃または空き家の修繕費を補助	【家賃】 上限2万円/月×最大5年間	市
				【空き家の修繕費等】 上限額100万円×1回限り	市
農地賃借料助成事業	就農から5年以内の認定新規就農者※2	就農から5年間、農地賃借料を助成	境港市農業公社の定める単価を限度とし、年間の上限額は20万円	市	
融資	青年等就農支援資金	認定新規就農者※2	経営開始に必要な機械・施設の取得等のための資金を無利子で貸付	借入限度額3,700万円、償還期限12年以内 (うち据置期間5年以内)	農協等の金融機関

※1 新規就農者育成総合対策と就農応援交付金は重複不可。

※2 認定新規就農者:新たに農業を始める方が作成した青年等就農計画が認定された方。